旭区スクールゾーン対策協議会助成金交付要綱

　　　　　　　　　　　　　　制　　定　平成９年４月１日

　　　　　　　　　　　　　　最近改正　令和５年４月１日　旭地振第1552号（区長決裁）

（目的）

第１条　この要綱は、旭区スクールゾーン対策協議会助成金（以下「助成金」という。）を交付することにより、交通事故防止を目的とする地域の自主的な活動の育成を図るため、必要な事項を定める。

２　助成金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（助成対象団体）

第２条　この助成金は、スクールゾーン内の交通事故防止を目的として旭区内小学校ごとに結成された組織で、学区内のＰＴＡ、自治会町内会、青少年団体等の代表者をもって構成され、自主的な活動を行っている団体（以下「スクールゾーン対策協議会」という。）の運営に対し助成する。

（助成対象活動）

第３条 この助成金の対象となる活動は、次のいずれかに該当するものとする。

（１）交通安全広報啓発活動

（２）交通安全指導啓発活動

（３）交通安全対策に係る会議の開催

（交付基準）

第４条　助成対象活動に係る経費のうち助成金の交付対象となる経費は、次に掲げるものとする。

（１）事務用品等の消耗品費

（２）事業又は会議の実施に伴う外部参加者への飲み物代

（３）チラシ等の印刷製本費

（４）郵送料等の通信運搬費

（５）事業の実施に伴う備品購入費

（６）事業の実施に伴う公共交通機関利用運賃

（７）助成金交付対象経費の支出に係る振込手数料

（８）その他区長が必要と認めた経費

２　前項の規定にかかわらず、交際費、慶弔費、懇親会費、直接事業と関連のない視察・研修費・食糧費等、客観的に公益上必要性が高いとはいえない経費については、本助成金の対象外とする。

３　助成金は、交付決定を受けた年度の４月１日から３月31日までに使用できるものとし、次年度に繰り越すことはできない。

（助成額）

第５条　助成金の額は、助成対象と認められる額の10分の10以内で、かつ、１組織あたり年間１０，０００円を上限とする。

（助成金交付申請）

第６条　助成金の交付を受けようとするスクールゾーン対策協議会は、年度ごとに次に掲げる書類を、旭区長に提出しなければならない。

（１）旭区スクールゾーン対策協議会助成金交付申請書（第１号様式）

（２）年度活動計画書（第２号様式）

（３）年度収支予算書（第３号様式）

（４）会員名簿、規約等組織の内容を示す書類

（交付の決定及び請求）

第７条　旭区長は、前条に定める書類の申請があったときは、これを審査し、適当であると認めたときは、申請者に交付決定通知書（第４号様式）を交付する。

２　スクールゾーン対策協議会は、交付決定通知書の交付を受けたときは、その写しを添えて旭区長に助成金の請求書（第５号様式）を提出することとする。

（助成金の取消等）

第８条　旭区長は、助成金の交付を受けたスクールゾーン対策協議会が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成の全部又は一部を取消し、既に交付した助成金の返還を求めることができる。

（１）虚偽その他不正な手続きにより助成金の交付を受けたとき

（２）助成金を助成対象事業以外の経費に使用したとき

（３）その他、本要綱に違反したとき

（活動結果の報告）

第９条　スクールゾーン対策協議会は、事業完了後、30日以内に活動実績報告書（第６号様式）及び収支決算書（第７号様式）を旭区長に提出しなければならない。

（交付金額の確定通知）

第10条　旭区長は、前条に規定する報告書を受け取ったときは、その内容を審査し、適当と認める場合は、旭区スクールゾーン対策協議会助成金交付額確定通知書（第８号様式）により申請者に通知するものとする。

（関係書類の保存期間）

第11条　スクールゾーン対策協議会は、この助成金に係る経費の収入及び支出を明らかにした書類、帳簿等を整備し、５年間保存しなければならない。

（書類の閲覧）

第12条　スクールゾーン対策協議会及び旭区長は、横浜市市民協働条例（平成24年６月横浜市条例第34号）第７条第４項の規定に基づき、次の各号に定める書類又はその写しを一般の閲覧に供することとする。

（１）第６条に規定する書類

（２）第７条第１項に規定する書類

（３）第９条に規定する書類

２　閲覧の方法については、横浜市市民協働条例施行規則（平成25年２月横浜市規則第15号）の規定に基づき、次の表のとおりに行うものとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 旭区長 | スクールゾーン対策協議会 |
| 閲覧場所 | 旭区地域振興課 | スクールゾーン対策協議会が指定する場所 |
| 閲覧時間 | 区役所の事務取扱時間 | スクールゾーン対策協議会が指定する時間 |
| 閲覧期間 | 前項第１号及び第２号に掲げる書類にあっては事業経費の交付を受けた日から、前項第３号に掲げる書類にあっては当該書類を旭区長に提出した日からそれぞれ２年間 | |

（その他）

第13条　この要綱に定めるほか、必要な事項は旭区長が定める。

附則

この要綱は平成９年４月１日から施行する。

附則

この要綱は平成22年４月22日から施行する。

附則

（施行期日）

この要綱は平成25年６月24日から施行する。

（経過措置）

この要綱の様式については、平成26年３月31日までは、旧様式を認めるものとする。

附則

この要綱は令和３年６月11日から施行する。

附則

この要綱は令和５年４月１日から施行する。

（第１号様式）

**旭区スクールゾーン対策協議会助成金交付申請書**

　　年　　月　　日

横 浜 市 旭 区 長

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 団体名 |  |
|  | 会長名 |  |
|  | 連絡先（学校所在地） | 旭区 |
|  | 電話番号 |  |

地域における交通事故防止を目的として、別紙活動計画書に基づき、活動を実施したいので助成金を交付申請します。なお、助成金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及び旭区スクールゾーン対策協議会助成金交付要綱を遵守します。

１　助成金交付申請額　　　　￥

２　添付書類

（１）　　年度活動計画書（第２号様式）

（２）　　年度収支予算書（第３号様式）

（３）スクールゾーン対策協議会規約

（４）スクールゾーン対策協議会委員名簿

３　書類の閲覧

この様式は、横浜市市民協働条例（平成24年６月横浜市条例第34号）第７条第４項の規定に基づき、一般の閲覧に供しなければならない。

（第２号様式）

**年度　活動計画書**

　　　　　　 協議会

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　　目 | 月　　日 | 事　業　内　容 |
|  |  |  |

この様式は、横浜市市民協働条例（平成24年６月横浜市条例第34号）第７条第４項の規定に基づき、一般の閲覧に供しなければならない。

（第３号様式）

**年度　収支予算書**

　　　　　　 協議会

１　収　入

（単位：円）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　目 | 予　算　額 | 備　　　　　考 |
| 助成金 |  | 区スクールゾーン助成金 |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 計 |  |  |

２　支　出

（単位：円）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　目 | 予　算　額 | 備　　　　　考 |
| 【助成対象経費】 |  |  |
| 【助成対象外経費】 |  |  |
| 計 |  |  |

この様式は、横浜市市民協働条例（平成24年６月横浜市条例第34号）第７条第４項の規定に基づき、一般の閲覧に供しなければならない。

（第４号様式）

**交　付　決　定　通　知　書**

　　　旭地振第　　　号

　年　月　日

　　　　　　　　　様

横浜市旭区長　　　　印

旭区スクールゾーン対策協議会助成金交付について

　　　　　年　　月　　日に申請のありました　旭区スクールゾーン対策協議会助成金については、次の条件を付けて交付します。

１　交付金額及び交付時期

￥

適法な請求書受理後30日以内に支払います。（一括払い）

２　支払い方法

　　前金払

３　交付条件

　（１）この助成金は、スクールゾーン推進活動のために使用し、他の事業には流用しないで下さい。

　（２）事業終了後30日以内に、活動実績報告書（第６号様式）および収支決算書（第７号様式）を提出して下さい。

　（３）余剰金が生じた時は、速やかに返還してください。

　（４）虚偽その他不正な手続きで助成金の交付を受けた時には、助成金の全部

　　　または一部を返還していただきます。

　（５）この助成金の使途について、必要があると認めたときは調査を行うことがあります。

（６）この様式は、横浜市市民協働条例（平成24年６月横浜市条例第34号）第７条第４項の規定に基づき、一般の閲覧に供しなければなりません。

　　　　（担当）旭区地域振興課地域活動係

電話

（第５号様式）

**請　求　書**

年　　　月　　　日

（請求先）

横浜市旭区長

（請求者）

住所（学校所在地）

団　体　名

代表者氏名

旭区スクールゾーン対策協議会助成金を次のとおり請求します。

＜請求額＞

　　￥

［振込先］

|  |  |
| --- | --- |
| 金融機関名・支店名 | 銀行　　　　　　　　　　支店 |
| 預金種別 | 普　通　　・　　当　座 |
| 口座番号 |  |
| 口座名義 | (ﾌﾘｶﾞﾅ) |
|  |

* 請求者と口座名義人が異なる場合、下記に記入のこと

旭区スクールゾーン対策協議会助成金については、上記口座に振込をお願いいたします。

請求者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

（留意事項）請求委任や受領委任を行わない場合は請求書の押印を省略できます。

（第６号様式）

**年度　活動実績報告書**

　　 年 月 日

横 浜 市 旭 区 長

|  |  |
| --- | --- |
| 団体名 |  |
| 会長名 |  |
| 連絡先（学校所在地） | 旭区 |
| 電話番号 |  |

次のとおり、提出します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　　目 | 月　　日 | 事　業　内　容 |
|  |  |  |

この様式は、横浜市市民協働条例（平成24年６月横浜市条例第34号）第７条第４項の規定に基づき、一般の閲覧に供しなければならない。

（第７号様式）

**年度　収支決算書**

　　　　　　 協議会

１　収　入

（単位：円）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　　目 | 決　算　額 | 備　　　　　　　考 |
| 助　成　金 |  | 区スクールゾーン助成金 |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 計 |  |  |

２　支　出

（単位：円）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　　目 | 決　算　額 | 備　　　　　　　考 |
| 【助成対象経費】 |  |  |
| 【助成対象外経費】 |  |  |
| 計 |  |  |

この様式は、横浜市市民協働条例（平成24年６月横浜市条例第34号）第７条第４項の規定に基づき、一般の閲覧に供しなければならない。

（第８号様式）

旭地振第　　　号

　年　月　日

　　　　　　　　　様

横浜市旭区長　 　　　印

旭区スクールゾーン対策協議会助成金交付額確定通知書

　　年度旭区スクールゾーン対策協議会助成金につきまして、　　年　月　日に提出されました活動実績報告書（第６号様式）を審査した結果、交付額を確定しましたので通知します。

交付確定額

￥　　　　　　　．－

　（担当）旭区地域振興課地域活動係

電話